

(質問)

災害時の義援金の募集はどのように行われ、また、どのように配分されますか？

(回答)

災害救助法が適用されるような大災害が発生すると、県、市町村、県共同募金会、日本赤十字社山梨県支部、報道機関などの関係機関が連携して協議会を構成し、義援金の募集、配分を行います。(「山梨県地域防災計画」(本編)p144-145)

募金は、それぞれの機関の窓口で受け付けるほか、共同募金会や日本赤十字社等が設ける送金口座(郵便局や指定銀行等)の手数料は、災害救助法適用の際には原則として無料化されます。(送金の際は、郵便局や指定金融機関の窓口で「災害義援金」であることを申し出てください。)

集まった義援金については、上記の協議会において配分方法等を協議し、配分結果を公表します。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県福祉保健部福祉保健総務課
担当	福祉企画担当
電話	055(223)1443
FAX	055(223)1447
E-Mail	hokensom@pref.yamanashi.jp